

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省4-②)

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓	担当部局名	輸出・国際局(大臣官房新事業・食品産業部、消費・安全局、農産局、畜産局、林野庁、水産庁) 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課ファイナンス室／企画グループ／食品流通課／食品製造課／外食・食文化課／消費・安全局植物防疫課／輸出・国際局輸出企画課／輸出支援課／国際地域課／知的財産課／農産局穀物課／園芸作物課／果樹・茶グループ／企画課／農業環境対策課／畜産局食肉鶏卵課／林野庁木材利用課／水産庁加工流通課】
政策の概要 【施策の概要】	農林水産物・食品の輸出促進、知的財産等の保護・活用	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(2) ・成長戦略2020(令和2年7月17日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和3年12月24日改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年11月30日決定、令和3年12月21日改訂) 	政策評価実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	農林水産物・食品の輸出促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備、海外への商流構築・プロモーションの促進、食産業の海外展開の促進										
目標① 【達成すべき目標】	輸出の促進、輸出の取組の強化										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度		目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農林水産物・食品の 輸出額	0.9 兆円	元年度	2 兆円	7年度	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画3の1(2)①アの「輸出の促進」及びイの「輸出の取組の強化」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画等において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円、令和7年までに2兆円とする目標を設定。この目標については、①和牛の増頭や畑地転換等による輸出向けの青果物、緑茶の生産基盤の強化、②コメの大幅な販路拡大、③付加価値の高い木材の大幅な販路開拓、④水産物の資源管理や養殖生産の拡大、⑤加工食品の輸出拡大等の取組が最大限進捗した場合に、達成される目標として設定。 なお、各年度においては、その時点での世界的な政治・経済の状況により変動し得るものであることから、年度ごとの目標値は設定せずに、目標年度の目標値を仮置きしている。</p>
					1 兆円	1.2 兆円					
	把握の方法	出典：貿易統計（財務省） 作成時期：調査年度の3月頃 算出方法：貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計									
達成度合いの 判定方法	達成度合（％）＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A' ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満										

目標② 【達成すべき目標】		グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」のメンバー企業の海外進出数	124社	元年度	200社	6年度	139社	154社	170社	185社	200社	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)①ウの「グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 GFVC推進官民協議会は、海外展開に取り組む500社・団体以上から構成される協議会(農水省が事務局)であり、2019年(令和元年)12月、同協議会の今後5年間の取組方針として策定した「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」において、「協議会のメンバー企業の海外進出数を今後5年間で124社(令和元年度)から200社まで増加させる。」という目標を定めていることから、目標値として設定。
					151社	158社					
	把握の方法		出典：農林水産省調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：東洋経済「海外進出企業総覧【国別編】」により、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会のメンバー企業で海外現地法人(日本企業の出資比率が10%以上の現地法人)を設立している企業数を集計								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度の実績値}) / (\text{当該年度の目標値}) \times 100$ A' ランク150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(2)	知的財産等の保護・活用										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	知的財産等の保護・活用に向けて、日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、海外における育成者権取得や侵害対応を促進し、我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む。										
目標① 【達成すべき目標】	戦略的な知的財産の活用を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 地理的表示産品の国内登録数	94 産品	元年度	200 産品	11年度	113 産品	130 産品	145 産品	157 産品	167 産品	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)②の「戦略的な知的財産の活用を推進」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成27年6月のGI登録申請受付開始からこれまでに登録された産品数の年度別累計値のトレンドを基礎として、類似の地域ブランド制度(経済産業省、伝統工芸品の指定制度)の出願・登録傾向なども参考に設定した。
					106 産品	119 産品					
	把握の方法	出典：特定農林水産物等登録簿（農林水産省輸出・国際局） 作成時期：調査年度末頃 算出方法：特定農林水産物等登録簿より登録産品数を集計									
達成度合いの 判定方法	達成度合（％）＝当該年度の実績値（登録件数）/当該年度の目標値×100 A ⁺ ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満										

目標② 【達成すべき目標】		海外における育成者権取得や侵害対応を促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
輸出重点品目の海外 アでの1品種あたりの平 均品種登録国数	1.1 カ国	元年度	2 カ国	9年度	1.2 カ国	1.3 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国	S↑一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>基本計画第3の1(2)②の「海外において我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む」に該当する指標として設定。</p> <p>また、農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、海外流出を防ぐことにより、海外の産地化や第三国への輸出を防止することが重要であることから、その品種登録を指標として設定。</p>
					1.4 カ国	1.4 カ国					<p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>海外流出リスクの高い品目については、外国のうち1カ国のみで品種登録ができて、他国から第三国マーケットに輸出されてしまえば、日本からの輸出の支障となる。このため、品種ごとに主要な外国の生産国と、輸出元国となり得る国として2カ国を目標として設定した。</p> <p>なお輸出重点品目は、令和元年度基準値までは、農林水産業の輸出力強化戦略に規定していた果樹、米(稲)、いちご、ながいも、茶及びかんしょの6品目。令和2年度以降については、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の策定及びその後の改訂を踏まえて、現在10品目(果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき)、野菜(いちご、かんしょ)、花、茶、米(稲))。</p>
	把握の方法	<p>出典：農林水産省輸出・国際局 作成時期：調査年度末頃 算出方法：農林水産省により確認した登録数を集計</p>									
達成度合いの 判定方法	<p>達成度合 (%) = 当該年度の実績値 (登録国数 / 登録品種数) / 当該年度の目標値 × 100 A⁺ ランク : 150%超、Aランク : 90%以上150%以下、Bランク : 50%以上90%未満、Cランク : 50%未満</p>										

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			4年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和4年 度行政 事業 レビュー 事業番 号
	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]				
(1) 加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業 (令和2年度) (関連:4-①)	-	0 (0) (250翌年 度繰越)	235 (198) (15翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0004
(2) 食文化等によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (主)	28 (28)	24 (24)	24 (24)	-	(1)-①-ア	-	0016
(3) 日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (主)	77 (77)	0 (0) (40翌年 度繰越)	40 (40)	-	(1)-①-ア	-	0017
(4) 【TPP関連事業】 輸出物流構築緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	0 (0) (505翌年 度繰越)	505 (204) (500翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0019
(5) 【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち地域の加工食品の国際競争力強化支援事業 (令和2年度) (主)	-	0 (0) (1,115翌 年度繰 越)	1,078 (773) (37翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0020

(6)	【TPP関連事業】 農林水産物・食品の 輸出事業者等へのリ スクマネー緊急対策 事業 (令和3年度) (主)	-	-	5,000 (5,000)	-	(1)-①-ア	-	0021
(7)	グローバル産地づくり 緊急対策事業のうち 加工食品輸出産地確 立緊急対策 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (978翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0022
(8)	食品産業の国際競争 力強化緊急対策事業 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (396翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0023
(9)	グローバル産地づくり 推進事業のうち加工 食品の品目別の課題 解決支援委託事業 (令和3年度) (主)	-	-	104 (104)	96	(1)-①-ア	-	0024
(10)	グローバル産地づくり 推進事業のうちJAS等 の国際標準化による 輸出環境整備委託事 業 (令和3年度) (主)	-	-	43 (37)	43	(1)-①-ア	-	0025

(11)	グローバル産地づくり 推進事業のうち規格・ 認証を活用した加工 食品の輸出環境整備 事業 (令和3年度) (主)	-	-	40 (40)	40	(1)-①-ア	-	0026
(12)	輸出環境整備推進事 業 (平成27年度) (主)	378 (180) (106翌年 度繰越)	1,781 (1,219)	1,692 (1,216)	1,570	(1)-①-ア	-	0027
(13)	植物品種等海外流 出防止総合対策・推 進事業(前年度:植物 品種等海外流出防止 総合対策事業) (平成29年度) (主)	140 (122)	137 (106)	176 (125)	177	(2)-②-ア	-	0028
(14)	マーケットイン輸出ビ ジネス拡大支援事業 (前年度:海外需要創 出等支援対策事業) (平成30年度) (主)	3,406 (2,975)	2,760 (1,784)	2,901 (2,276) (16翌年 度繰越)	2,622	(1)-①-ア	-	0029
(15)	【TPP関連事業】 マーケットイン輸出ビ ジネス拡大緊急支援 事業のうち日本食・食 文化の魅力発信等を 通じた輸出促進支援 事業(前年度:訪日外 国人の食体験を活用 した輸出促進事業) (平成30年度) (主)	394 (366) (193翌年 度繰越)	193 (190) (178翌年 度繰越)	178 (170) (400翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0030

(16)	【TPP関連事業】 食品産業の輸出向け HACCP等対応施設 整備緊急対策事業 (令和元年度) (主)	72 (0) (6,722翌 年度繰 越)	6,200 (5,514) (9,522翌 年度繰 越)	6,971 (4,284) (8,951翌 年度繰 越)	-	(1)-①-ア	-	0031
(17)	【TPP関連事業】 マーケットイン輸出ビ ジネス拡大緊急支援 事業のうち戦略的輸 出拡大サポート緊急 対策事業及び品目団 体輸出力強化緊急支 援事業(前年度:海外 需要創出等支援緊急 対策事業) (令和元年度) (主)	0 (0) (2,400翌 年度繰 越)	2,400 (1,644) (2,386翌 年度繰 越)	2,386 (1,901) (6,150翌 年度繰 越)	-	(1)-①-ア	-	0032
(18)	グローバル産地づくり 推進事業 (令和元年度) (主)	189 (166)	433 (324)	929 (747) (57翌年 度繰越)	599	(1)-①-ア	-	0033
(19)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり 緊急対策事業のうち コミュニティ形成委託 事業 (令和元年度) (主)	78 (70) (77翌年 度繰越)	77 (77) (175翌年 度繰越)	175 (175) (480翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0034
(20)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対 策事業のうちインポ ートトランス申請加速 化支援事業 (令和元年度) (主)	0 (0) (74翌年 度繰越)	0 (0) (74翌年 度繰越)	74 (74)	-	(1)-①-ア	-	0035

(21)	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 (令和2年度) (主)	-	1,118 (1,076) (384翌年 度繰越)	842 (808) (512翌年 度繰越)	600	(1)-①-ア	-	0036
(22)	輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策事業のうち輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等支援事業(前年度:海外需要創出等支援緊急対策事業) (令和2年度) (主)	-	0 (0) (833翌年 度繰越)	833 (651) (800翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0037
(23)	輸出環境整備緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	9 (9) (1,246翌 年度繰 越)	1,250 (660) (401翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0038
(24)	農業知的財産保護・活用支援事業 (令和2年度) (主)	-	78 (63)	81 (67)	74	(2)-②-ア	-	0039
(25)	農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち海外フードバリューチェーン再構築緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	0 (0) (189翌年 度繰越)	154 (70) (35翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0040

(26)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち食品等輸 出物流ルート確保緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	3,580 (3,568) (400翌年 度繰越)	400 (399)	-	(1)-①-ア	-	0041
(27)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち日本産農 林水産物・食品海外 販路開拓緊急支援事 業 (令和2年度) (主)	-	1,792 (1,414) (707翌年 度繰越)	707 (657)	-	(1)-①-ア	-	0042
(28)	6次産業化市場規模 拡大対策整備交付金 のうち輸出先国の市 場変化に対応した食 品等の製造施設等整 備の緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	2,208 (1,972) (161翌年 度繰越)	161 (126)	-	(1)-①-ア	-	0043
(29)	農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業のうち日本産農 林水産物・食品の輸 出商談等緊急支援事 業 (令和2年度) (主)	-	1,266 (620) (284翌年 度繰越)	284 (80)	-	(1)-①-ア	-	0044
(30)	輸出ターゲット国にお ける輸出支援体制の 確立対策のうち輸出 先国・地域における 規制等への対応の強 化事業及び輸出先 国・地域における輸 出支援体制強化事業 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (700翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0045

(31)	輸出環境整備緊急対策事業のうち植物品種等海外流出防止緊急対策事業 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (339翌年度繰越)	-	(2)-②-ア	-	0046
(32)	輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業のうち海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業及び海外展開ハンズオン支援事業 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (289翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0047
(33)	地理的表示保護・活用総合推進事業 (令和3年度) (主)	-	-	130 (116)	125	(2)-①-ア	-	0048
(34)	グローバル産地づくり推進事業のうち効率的な輸出生産モデル構築支援委託事業 (令和3年度) (主)	-	-	50 (50)	-	(1)-①-ア	-	0049
(35)	輸出環境整備緊急対策事業のうちインポートレランス申請加速化支援事業(茶・青果物)(前年度:輸出環境整備緊急対策事業) (平成30年度) (主)	70 (55) (90翌年度繰越)	90 (56) (165翌年度繰越)	165 (92) (57翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0051
(36)	グローバル産地づくり緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 (令和元年度) (関連:主)	0 (0) (100翌年度繰越)	100 (56) (82翌年度繰越)	82 (60)	-	-	-	0052

(37)	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 (令和2年度) (関連:主)	-	0 (0) (29,000 翌年度繰越)	29,000 (8月頃把握見込み) (42,000 翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0053
(38)	グローバル産地づくり緊急対策事業のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業 (令和2年度) (主)	-	0 (0) (121翌年度繰越)	121 (16) (100翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0055
(39)	コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業 (令和2年度) (主)	-	4 (0) (1,550翌年度繰越)	1,550 (1,511)	-	(1)-①-ア	-	0056
(40)	【TPP関連事業】 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうちコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業(前年度:コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業) (令和3年度) (主)	-	0 (0) (350翌年度繰越)	350 (269) (250翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0057
(41)	グローバル産地づくり緊急対策のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (77翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0058

(42)	輸出環境整備緊急対策事業のうちコメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業 (令和3年度) (主)	-	-	150 (76) (70翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0059
(43)	グローバル産地づくり緊急対策のうちGAP認証審査体制強化支援事業 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (10翌年度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0060
(44)	グローバル産地づくり推進事業のうち食肉加工品輸出基盤強化推進事業 (令和3年度) (主)	-	-	35 (23)	-	(1)-①-ア	-	0063
(45)	高付加価値木材製品輸出促進事業 (令和3年度) (主)	-	-	104 (91)	-	(1)-①-ア	-	0064
(46)	グローバル産地づくり推進事業のうち日本発の水産エコラベルの普及推進事業 (令和2年度) (主)	-	36 (33)	36 (31.7)	34	(1)-①-ア	-	0065
(47)	グローバル産地づくり緊急対策事業のうち水産エコラベルの認証取得加速化緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	0 (0) (45翌年度繰越)	45 (44.5)	-	(1)-①-ア	-	0066

(48)	グローバル産地づくり 緊急対策事業のうち 水産エコラベルの認 証取得支援事業 (令和3年度) (主)	-	-	0 (0) (50翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0067
(49)	【TPP関連事業】 既存添加物等申請加 速化事業 (令和3年) (主)	-	-	0 (0) (40翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0068
(50)	輸出環境整備推進事 業のうち植物検疫上 の要求事項を満たす ための体制の構築事 業 (令和4年度) (主)	-	-	-	104	(1)-①-ア	-	新22- 0005
(51)	輸出ターゲット国にお ける輸出支援体制の 確立強化事業 (令和4年度) (主)	-	-	-	240	(1)-①-ア	-	新22- 0006
(52)	食産業の戦略的海外 展開支援事業 (令和4年度) (主)	-	-	-	235	(1)-②-ア	-	新22- 0007
(53)	グローバル産地づくり 推進事業のうち農林 水産物・食品輸出関 連信用保証支援事業 (令和4年度) (主)	-	-	-	115	(1)-①-ア	-	新22- 0008

(54)	グローバル産地づくり 推進事業のうち農林 水産物・食品輸出拡 大に向けたトレンド調 査委託事業 (令和4年度) (主)	-	-	-	26	(1)-①-ア	-	新22- 0009
(55)	種苗法 (平成10年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。 なお、植物新品種の海外流出を防止し、新品種の開発を促進するための「種苗法の一部を改正する法律」が令和2年12月に成立し、令和3年4月に施行。	-
(56)	特定農林水産物等 の名称の保護に関 する法律(地理的表 示法) (平成27年、平成28 年、平成30年改正) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	-
(57)	日本農林規格等に関 する法律 (平成29年) (関連:3-①、④)	-	-	-	-	(1)-①-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
(58)	農林水産物及び食品 の輸出の促進に関す る法律 (令和2年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
(59)	農林水産物及び食品 の輸出の促進に関す る法律に基づく輸出 事業計画の認定を受 けた場合の輸出事業 用施設等の割増償却 (令和4年) (主)	-	-	-	2	(1)-①-ア	輸出事業計画の認定を受けた事業者が、輸出事業用資産の取得等をして輸出事業の用に供した場合に、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができる特例措置を行う。 海外の規制や需要に対応するためには設備投資が必要な一方、輸出事業は収益化するまでの期間が長いことが参入障壁となっており、投資後の税負担を軽減する措置を講ずることにより、事業者が輸出に向けた設備投資に踏み切ることにつながり、農林水産物・食品の輸出の促進に寄与する。	-

政策の予算額[百万円]	4,832	24,286	59,081	6,702	参照URL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/index.html
政策の執行額[百万円]	4,039	19,749			

移替え予算に係る政策手段一覧（参考）

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			4年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和4年 度行政 事業 レビュー 事業番 号
	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]				
(1)-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2) 「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。